

令和7年度 女性の職業選択に資する情報公表（女性活躍推進法第21条関係）

特定事業主名： 浜田市長、浜田市議会議長、浜田市選挙管理委員会、浜田市代表監査委員、
浜田市公平委員会、浜田市農業委員会、浜田市消防本部消防長、浜田市教育委員会

I 職員の男女の給与の額の差異

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	93.4%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	83.5%
全職員	62.9%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
部長相当職	99.9%
課長相当職	100.1%
課長補佐相当職	-
係長相当職	98.0%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	89.8%
31～35年	96.5%
26～30年	93.9%
21～25年	90.9%
16～20年	90.5%
11～15年	91.8%
6～10年	89.0%
1～5年	103.4%

【説明欄】

・全職員の職員区分数割合は、次のとおり。

常勤(男性)	常勤(女性)	常勤以外(男性)	常勤以外(女性)
28.8%	13.6%	17.5%	40.1%

・扶養手当について、世帯主となっている男性に支給している場合が多く、一人当たりの扶養手当に係る男女差異は40.9%である。

・男性の方が時間外勤務時間が長く、一人当たりの時間外勤務手当に係る男女差異は92.5%となっている。

・消防職員のうち97.6%が男性であり、消防職員の初任給格付けの際には8号給加算されている。

・消防職員に支給する夜間勤務手当は、前述の関係から、一人当たりの夜間勤務手当に係る男女差異は2.1%となっている。

・課長補佐相当職は該当する職員がないため記載なし。

II 管理的地位にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和7年度
管理的地位にある職員	23.0%

【説明欄】

--

III 各役職段階にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和7年度
本庁部局長	18.8%
本庁課長相当職	23.9%
本庁係長相当職	22.5%

【説明欄】

--

IV 男女別の育児休業取得率及び男女別の育児休業の取得期間の分布状況

1. 男女別の育児休業取得率

(1) 常勤職員

区分	令和7年度
男性	66.7%
女性	100.0%

(2) 会計年度任用職員

区分	令和7年度
男性	0.0%
女性	100.0%

2. 男女別の育児休業の取得期間の分布状況

区分	常勤職員		会計年度任用職員	
	男性	女性	男性	女性
1週間未満				
1週間以上2週間未満	1			
2週間以上1月以下	7			
1月超3月以下	2			
3月超6月以下				1
6月超9月以下				
9月超12月以下		6		2
12月超24月以下		1		
24月超				

【説明欄】

--

V 職員の勤務時間の状況

管理的地位にある職員以外の職員一人当たりの一月当たりの正規の勤務時間を
超えて命じられて勤務した時間

区分	令和7年度
内部部局等	10時間／月
内部部局等以外	6時間／月

【説明欄】

--